

和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

第 1 洋上風力発電は、自然環境や生態系、景観等への影響や、漁業、船舶の航行といった先行利用への影響が懸念され、適正な立地が求められることから、事業可能性のある本県周辺の海域について、客観的な見地に基づき、自然環境保全の観点から事業推進に慎重となるべき海域と事業を推進することに適した海域を示すゾーニングマップを策定することとし、専門的な立場からの意見を聴くため、有識者等による「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会」を設置する。

(検討事項)

第 2 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ゾーニングの実施計画に関すること
- (2) ゾーニングに係る情報収集に関すること
- (3) ゾーニング手法に関すること
- (4) ゾーニング結果の取りまとめに関すること
- (5) ゾーニングマップの活用に関すること
- (6) その他ゾーニングマップの策定に関すること

(構成)

第 3 検討会の委員は、9名以内とし、ゾーニングの実施に必要な情報に関し優れた識見を有するものにより構成する。

(座長)

第 4 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会を総括する。
- 4 座長が出席できない場合は、座長が指名した者がその職務を代行する。

(オブザーバー)

第 5 検討会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、検討会に出席し、座長の求めに応じて必要な意見を述べる。

(意見の聴取)

第6 座長が特に必要があると認めるときは、検討会の会合に、委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7 検討会の事務局は、和歌山県商工観光労働部企業政策局産業技術政策課に置く。

(必要経費等)

第8 当該検討会の実施において、委員及びオブザーバー等に対して支給する経費は、知事が別に定める。

(その他)

第9 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2019年2月5日から施行し、2021年3月31日に効力を失う。